

## 宇都宮市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小児慢性特定疾病児童に対し、便器等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は宇都宮市内に住所を有する、同表の「対象者」欄に掲げる小児慢性特定疾病児童で、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による用具の給付の対象とはならないものとする。

(給付の申請)

第3条 用具の給付を希望する対象者の保護者（以下「申請者」という。）は、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に担当医師の医療意見書（様式第2号）、小児慢性特定疾病医療受給者証の写しを添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した時は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等について調査し、調査書（様式第3号）を作成するものとする。

(給付の決定)

第4条 市長は、前条の内容を審査し、用具の給付を決定した時には、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（様式第4号）及び小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（様式第5号）を申請者に交付し、その申請を却下することを決定した時には、却下決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(用具の給付)

第5条 市長は、用具の給付を行う時には、用具の製作もしくは販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

2 業者の選定に際しては、低兼な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件及びアフターサービスの可能性等を十分勘案し決定する。

3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給することとする。

4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認めないこととする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 申請者は、用具の給付を受けた時は、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。

2 前項により申請者が負担する額の基準は、別表2に定める額とする。なお、複数の用具の給付を同時に受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。

3 申請者は、用具を納付する業者に対し、給付券を添えて、申請者が負担することとされている額を当該業者に支払うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、用具の価格は、別表1の基準額を上限とし、基準額を超える額は申請者の負担とする。

5 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から前項により申請書が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

6 前項による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

2 前項に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 市長は、用具の給付の状況を明確にするため、「日常生活用具給付台帳」を整備しておくものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

制定文

平成27年4月1日から適用する。

改正文

平成29年4月1日から適用する。

別表 1

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	8年	4,810円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	21,170円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	163,300円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年	166,320円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	64,800円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	97,200円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	72,360円

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年	16,200円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	5年	76,030円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	13,130円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	60,910円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	1年	21,600円
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	—	40,820円
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	38,880円
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、小児慢性特定疾病児童又は介助者等が容易に使用し得るもの。	5年	170,100円
ストーマ装具(消化器系)	人工肛門を造設した者 (在宅以外(入院中又は施設入所)の者についても対象)	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	—	111,460円

種目	対象者	性能等	耐用年数	基準額
ストーマ器具（尿路系）	人工膀胱を造設した者 （在宅以外（入院中又は施設入所）の者についても対象）	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの。	－	146,450円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用し得るもの。	－	126,360円

別表 2

階層区分	世帯の階層（細）区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ（所得割のない世帯）	C 1階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C 2階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額 2,400 円以下	D 1階層	3,450	350
		2,401 ～ 4,800 円	D 2 "	3,800	380
		4,801 ～ 8,400 円	D 3 "	4,250	430
		8,401 ～ 12,000 円	D 4 "	4,700	470
		12,001 ～ 16,200 円	D 5 "	5,500	550
		16,201 ～ 21,000 円	D 6 "	6,250	630
		21,001 ～ 46,200 円	D 7 "	8,100	810
		46,201 ～ 60,000 円	D 8 "	9,350	940
		60,001 ～ 78,000 円	D 9 "	11,550	1,160
		78,001 ～ 100,500 円	D 1 0 "	13,750	1,380
		100,501 ～ 190,000 円	D 1 1 "	17,850	1,790
		190,001 ～ 299,500 円	D 1 2 "	22,000	2,200
		299,501 ～ 831,900 円	D 1 3 "	26,150	2,620
		831,901 ～ 1,467,000 円	D 1 4 "	40,350	4,040
		1,467,001 ～ 1,632,000 円	D 1 5 "	42,500	4,250
		1,632,001 ～ 2,302,900 円	D 1 6 "	51,450	5,150
		2,302,901 ～ 3,117,000 円	D 1 7 "	61,250	6,130
		3,117,001 ～ 4,173,000 円	D 1 8 "	71,900	7,190
		4,173,001 円以上	D 1 9 "	全 額	左の徴収基準月額の10%。 ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円